

三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会要綱

(名 称)

第1条 この会議は、三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、三重県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の事務を所掌する。

- (1) 条例第9条に定める推進計画の策定及び検証に関する事項
- (2) その他、目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第4条 協議会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者・県民代表者
 - (2) 犯罪被害者等支援に関する関係機関・団体に属する者
 - (3) その他協議会で必要と認める者
- 2 協議会には、会長及び副会長を置く。
 - 3 会長は、構成員の互選により決定し、副会長は、会長が構成員のうちから指名する。
 - 4 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げないものとする。

- 2 任期途中で構成員の変更があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運 営)

第6条 会長は、協議会を召集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秩序の維持)

第7条 協議会の傍聴者の定員は10名とし、定員を超えた場合は先着順とする。

- 2 協議会の傍聴を希望するものは、当日、会場にて傍聴を申し込まなければならない。
- 3 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 4 会長は協議会の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をする傍聴者に対して、会場から退去を命じることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、三重県環境生活部くらし・交通安全課に置く。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行する。